様式１

事業報告書

医療法人整理番号			30056	
報告期間	自		令和6年4月1日	
	至		令和7年3月31日	
1 事業報告書の概要				
	(1) 名称		医療法人社団生和会	
		分類①	社団（出資持分なし）	分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）
		分類②	その他	
		分類③	基金制度不採用	
	(2) 事務所の所在地	都道府県	山口県	複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
		市区町村	周南市	
		町名・番地	大字湯野4278番地1	
		建物名		
			従たる事務所の記載はこちら	
	(3) 設立認可年月日		昭和63年9月6日	
	(4) 設立登記年月日		昭和63年9月12日	
	(5) 理事長の氏名	姓	木村	
		名	浩彰	
	役員及び評議員の人数		２９	理事長を含む人数を記載すること。
	役員及び評議員		記載はこちら	
2 事業の概要				
	(1-1) 本来業務（病院、診療所）		記載はこちら	
	(1-2) 本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）		記載はこちら	
	(2) 附帯業務		記載はこちら	
	(3) 収益業務		記載はこちら	
	(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項		記載はこちら	
	(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債		記載はこちら	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。
	(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債		記載はこちら	
	(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設		記載はこちら	
	(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容		記載はこちら	全ての指定内容について記載しても差し支えない。
	(9) その他		記載はこちら	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

30056

様式１：1-(2)

事業報告書

1-(2) 従たる事務所の所在地

都道府県	市区町村	町名･番地	建物名
山口県	周南市	大字湯野４２７８番地１	

様式１：2-(1)

事業報告書

2-(1) 本来業務
（開設する病院、診療所（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数						
					一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床
病院	周南リハビリテーション病院		3510511771	山口県周南市大字湯野４２７８番地１	124	86	0	0	0	0	0
病院	徳山リハビリテーション病院		3511510558	山口県周南市大字徳山６２６番地	0	120	0	0	0	0	0
病院	福山リハビリテーション病院		3411516051	広島県福山市明神町２丁目１５番４１号	102	200	0	0	0	0	0
病院	呉やけやま病院		3410514396	広島県呉市焼山南１丁目８番２３号	0	0	0	0	184	0	0
病院	広島中央リハビリテーション病院		3410125714	広島県広島市中区平野町６番２４号	110	0	0	0	0	0	0
病院	広島はくしま病院		3410126191	広島県広島市中区東白島１９番１６号	110	0	0	0	0	0	0

様式１：2-(1)

事業報告書

2-(1) 本来業務

（介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員	通所定員
介護老人保健施設	なごやか熊毛		3551580024	山口県周南市高水原２丁目７番２１号	80	70
介護老人保健施設	ゆめの杜		3451580132	広島県福山市千代田町大字千田２５９１番地１	90	40

様式１：2-(2)

事業報告書

2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第４２条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考
認知症対応型共同生活介護事業		山口県周南市大字湯野4298番地1　他	
サービス付き高齢者向け住宅		山口県周南市高水原2丁目7番27号	
住宅型有料老人ホーム事業		山口県周南市大字湯野２７番地	
通所介護事業		山口県周南市大字湯野２７番地　他	
居宅介護支援事業		山口県周南市大字湯野向山109番地22他	
訪問介護事業		山口県周南市大字湯野向山109番地22他	
訪問看護事業		山口県周南市大字湯野向山109番地22他	
福山市地域包括支援センター三吉		広島県福山市西深津町6丁目6-10	
ゆめの杜居宅介護支援事業所		広島県福山市千田町大字千田2591-1	
グループホームやまびこの里		広島県呉市焼山南1丁目7番10号	

様式１：2-(4)-(9)

事業報告書

2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

日付	議決又は同意した事項
令和6年4月6日	①医療法人社団昌栄会の出資持分譲受について ②持分譲渡契約の締結について ③資金計画について
令和6年6月29日	令和５年度（令和６年３月期）決算並びに利益処分の承認に関する件
令和6年7月13日	①呉やけやま病院託児所の新築移転に関する件 ②工事請負契約締結の件
令和7年8月17日	①病院の新築移転に係る事業計画および予算案に関する件②管理者就任の件　③定款変更の件
令和6年8月31日	理事の辞任に伴う選任に関する件
令和7年3月29日	①令和７年度事業計画及び損益計画　決定の件②令和７年度借入限度額　決定の件 ③令和７年度役員報酬支給限度額ならびに選択制企業型確定拠出年金開始に伴う役員報酬および配分額　決定の件④役員改選決定の件

注）2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

発行総額 申込単位	申込期間（開始日） 申込期間（終了日）	利率 払込期日	資金使途	償還方法 償還期限	医療機関債を引き受けた医療法人名

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、
これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、
かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）	

注）
1．医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
2．購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

日付	開設（許可を含む）した主要な施設
令和6年6月1日	たかのばし中央病院
令和6年6月1日	介護老人保健施設　陽だまり

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

日付	他の法律、通知等において指定された内容

2-(9) その他

日付	記載事項

様式第三号

法人名　医療法人社団生和会

※医療法人整理番号	30056

所在地　山口県周南市大字湯野４２７８番地１

財　産　目　録

（令和７年　３月　３１日現在）

１．資　産　額　27,434,820 千円
２．負　債　額　23,931,805 千円
３．純　資　産　額　3,503,015 千円

（内　訳）　（単位：千円）

区　分		金　額
Ａ　流　動　資　産		5,793,145
Ｂ　固　定　資　産		21,641,675
Ｃ　資　産　合　計	（Ａ＋Ｂ）	27,434,820
Ｄ　負　債　合　計		23,931,805
Ｅ　純　資　産	（Ｃ－Ｄ）	3,503,015

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　地　（□ 法人所有　□ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））
建　物　（□ 法人所有　□ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式第二号

法人名　医療法人社団生和会
所在地　山口県周南市大字湯野４２７８番地１

医療法人整理番号	30056

損　益　計　算　書

自　令和6年4月1日　至　令和7年3月31日

（単位：千円）

科目		金額	
Ⅰ　事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			17,419,855
2 事業費用			
(1) 事業費		16,565,196	
(2) 本部費		596,133	17,161,329
本来業務事業利益			258,526
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			1,373,039
2 事業費用			1,326,229
附帯業務事業利益			46,810
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			0
2 事業費用			0
収益業務事業利益			0
事業利益			305,336
Ⅱ　事業外収益			
受取利息		4,622	
その他の事業外収益			4,622
Ⅲ　事業外費用			
支払利息		181,404	
その他の事業外費用			181,404
経常利益			128,554
Ⅳ　特別利益			
固定資産売却益		7,007	
その他の特別利益		4,875	11,882
Ⅴ　特別損失			
固定資産売却損		13,260	
その他の特別損失		213,827	227,087
税引前当期純損失			86,651
法人税・住民税及び事業税		19,959	
法人税等調整額		0	19,959
当期純損失			106,610

(注) 1．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式第一号

法人名　医療法人社団生和会
所在地　山口県周南市大字湯野４２７８番地１

※医療法人整理番号 30056

貸借対照表

令和7年3月31日　現在

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ　流動資産	5,793,145	Ⅰ　流動負債	4,319,480
現金及び預金	2,421,908	支払手形	0
事業未収金	3,038,410	買掛金	114,445
有価証券	0	短期借入金	1,454,000
たな卸資産	88,242	未払金	347,732
前渡金	2,107	未払費用	490,345
前払費用	53,954	未払法人税等	632
その他の流動資産	11,741	未払消費税等	10,200
未収金	176,783	前受金	0
		預り金	174,817
		前受収益	1,454
		その他引当金	0
		その他の流動負債	847,911
		賞与引当金	614,828
		短期リース債務	263,116
Ⅱ　固定資産	21,641,675		
1 有形固定資産	18,720,780	Ⅱ　固定負債	19,612,325
建物	7,836,822	医療機関債	0
構築物	165,123	長期借入金	18,914,795
医療用器械備品	287,333	繰延税金負債	0
その他の器械備品	139,366	その他引当金	298,255
車両及び船舶	5,776	その他の固定負債	5,278
土地	9,826,811	長期リース債務	393,997
建設仮勘定	47,933		
その他の有形固定資産	24,881		
有形リース資産	386,735		
		負債合計	23,931,805
		純資産の部	
2 無形固定資産	258,770	科目	金額
借地権	2,500	Ⅰ　基金	0
ソフトウェア	21,153		0
その他の無形固定資産	8,227	Ⅱ　積立金	3,503,015
無形リース資産	226,890	代替基金	0
3 その他の資産	2,662,125	繰越利益積立金	1,228,165
有価証券	36	その他積立金	0
長期貸付金	73,592	設立等積立金	2,274,850
保有医療機関債	0		
その他長期貸付金	0		
役職員等長期貸付金	0		
長期前払費用	294,964	Ⅲ　評価・換算差額等	
繰延税金資産	0	その他有価証券評価差額金	0
その他の固定資産	2,293,533	繰延ヘッジ損益	0
		純資産合計	3,503,015
資産合計	27,434,820	負債・純資産合計	27,434,820

（注）１．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
２．社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

9　法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

（1）法人である関係当事者

種類	名称	所在地	総資産額（千円）	事業内容	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員またはその近親者が社員総会の議決権の過半数を占めている法人	医療法人仁鷹会	広島県広島市	2,949,070（注 2）	医療	吸収合併承継法人	吸収合併	（注 1）	—	—
役員が支配している法人	医療法人社団東京せいわ会（注） 3	東京都世田谷区	897, 733	医療	グループ法人	寄付（注） 4	20, 000	その他の特別損失	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1. 当会計年度において医療法人仁鷹会を吸収合併している。

承継した資産総額　3,924,103　千円

承継した負債総額　4,942,609　千円

また、吸収合併に際し資産と負債の差額 1,018,506 千円は設立等積立金としている。

（注）2. 総資産額は合併期日前日の令和 6 年 5 月 31 日の金額を記載している。

（注）3. 当法人社員　白川重雄が社員である医療法人。

（注）4. 寄付金の拠出額については、当事者間で協議の上決定している。

（2）個人である関係当事者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	科目	期末残高（千円）
役員	白川重雄	当法人理事	当法人の借入に対する被保証	債務保証（注 1）	債務保証	187,950
役員	白川雲将	当法人理事	当法人の借入に対する被保証	債務保証（注 1）	債務保証	187,950

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1. 当債務保証に対する対価は支払っていない。なお、取引金額は期末における債務保証残高を表示している。

10　重要な偶発債務に関する事項

該当なし

11　重要な後発事象に関する事項

該当なし

12　その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：千円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	8,424,163	1,402,646	－	9,826,810
建物	11,695,178	1,918,556	5,173	13,608,561

独立監査人の監査報告書

2025年6月20日

医療法人社団生和会
　理事会　御中

野原監査法人
代表社員　　公認会計士 中原一彦

監査意見

当監査法人は、医療法第51条第5項の規定に基づき、医療法人社団生和会の2024年4月1日から2025年3月31日までの会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な

虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第 95 号（平成 28 年 4 月 20 日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上